

教育訓練給付制度で「美容師」になる！

一緒に美容の
プロになろう！

社会人のキャリアアップ **112** 支援！

厚生労働大臣指定講座 美容科：昼間課程 2年間で最大 **112** 万円支給※

入学金・授業料などの教育訓練に必要な費用を **最大70%** 給付！

厚生労働大臣指定講座

2年間の給付額上限

最大 **112** 万円※

- 1年間の訓練給付額は上限56万円
- 一定条件を満たした方に支給されます。詳細は最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。

※支給額は条件により異なります。支給条件の照会や必要な手続きは管轄のハローワークで確認してください。

■ 給付金支給までの流れ

STEP 1 オープンキャンパスに参加または個別相談

- ・希望する学科内容の確認
- ・就職について
- ・学費と給付予定額の算出

STEP 2 ハローワークに相談

- ・受給要件の確認
- ・キャリアコンサルティングの実施

STEP 3 長崎県美容専門学校
入学選考・合格

- ・学費納入確認後「受講証明書」発行

STEP 4 ハローワークに申請

- ・必要書類の提出
(受講開始日の1ヶ月前まで)

STEP 5 長崎県美容専門学校
ハローワーク

- ・受講
- ・半年ごとに申請

STEP 6 卒業(資格取得)・就職

- ・就職(被保険者として雇用)した場合、追加給付

学びなおして美容のプロになる！

厚生労働大臣指定講座

美容師になるためのキャリアアップ支援

美容科：昼間課程

は教育訓練給付制度の対象となりました。

美容師免許取得を目指す社会人の方

2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方は支払った学納金のうち

支給額 <small>(受講者が支払った教育訓練経費×以下の割合)</small>	支給額の上限	支給期間原則
<p>50%</p> <p>※受講修了から1年以内に資格取得などし、かつ被保険者として雇用された又は雇用されている場合 ⇒ 20% 追加支給</p>	<p>40万円/年</p> <p>※左記20%の追加支給を受けた場合は56万円/年</p>	<p>原則 2年</p> <p>※資格につながる場合は最長3年</p>



厚生労働省ホームページ (教育訓練給付制度について) をご覧ください。

※教育訓練経費…入学金や授業料などの受講料。受講料には、必須の実習費を含みますが、検定試験受験料、教材費等の含まれないものがあります。詳細は本校へお問合せください。

ハローワークより給付金が支給されます！

● 給付を受けることができる方

専門実践教育訓練に対する教育訓練給付金の支給対象となる方は、以下の①又は②に該当する方です。

① 初めて受給する場合

当分の間、受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

② 2回目以降として受給する場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、通算して3年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

給付の対象となるか、まずは、管轄のハローワークで確認してください！